

63号事件

第1 審査会の結論

- 1 議事録に対する本件異議申立について、却下する。
- 2 録音媒体に対する本件異議申立について、実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立人の異議申立の要旨

異議申立人は、

- 1 桑名市議会福祉安全委員会の議事録の開示延長決定の満了日が平成26年11月7日であるが、上記期間を経過するも開示されなかった。その後、実施機関は、平成26年12月初めに開示するとのことであったが、12月3日現在でも開示されていない。
- 2 録音媒体については、不存在として開示しないのは不当である。
として異議の申立をした。

第3 実施機関の説明の要旨

- 1 桑名市議会福祉安全委員会の議事録の開示が遅れた理由は、本会議議事録の作成を行った後、委員会議事録に取りかかることと委員会自体の時間の長さが影響している。議事録を作成し平成26年12月8日付けで開示決定して、同日開示決定通知書を交付したが、異議申立人に受け取りを拒否された。平成27年1月21日に公文書開示決定書を異議申立人に手渡した。
- 2 録音媒体については、桑名市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項第6号「市の機関内部又は市と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められるもの」に該当するので非開示とした。また、録音媒体は議事録が決裁されると同時に消去されるため、現時点では不存在である。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、

- ① 議事録開示請求に対する本件異議申立の相当性
- ② 録音媒体の不存在としての非開示の相当性

である。以下判断する。

- 1 議会の委員会の議事録は、桑名市議会のホームページで何人も閲覧ができるようになっている。条例第19条によれば、「この条例は、他の法令等により、閲覧若しく

は縦覧又は公文書の謄本、抄本の交付の手續きが定められている場合については、適用しない。」とあるところ、議会の委員会の議事録は、桑名市議会のホームページで何人も閲覧ができるようになっている。

したがって、議会の委員会の議事録は、条例による公文書の開示になじまない文書であり、条例により開示請求を求めることはできず、本件異議申立は、却下するのが相当である。

- 2 ところで、異議申立人が、開示を求めていた文書は、「桑名市議会福祉安全委員会」の議事録ではなく、「決算特別委員会福祉安全分科会」の議事録であったと述べ、前記分科会の議事録の開示を求めていたことは、発言者と議事内容からして、実施機関は分かっていたのにもかかわらず、適正な文書の開示をしなかったと主張する。

上記の点について、実施機関は、開示請求を受けた時点では分からなかったが、その後精査したところ、異議申立人の開示を求めている議事録は、「決算特別委員会福祉安全分科会」の議事録であることが判明したが、文書開示の補正まで求めなかったとのことである。

条例第1条には、「この条例は、住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を尊重して、公文書を開示する権利を明らかにし、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書開示に関し必要な事項を定める」とあり、第3条には「実施機関、市民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用する」とある。

また、条例第10条第2項によれば、「開示請求者は、実施機関が公文書の特定が容易にできるように必要な協力をしなければならない。」とある。そして、実施機関が補正を命じた方がよいと考えたときには、開示請求者に対して補正の参考になる情報を提供するように努める義務がある（条例第10条第3項）と規定している。

上記のような条例の規定からして、開示請求者は、一般に行政事務に通じているわけではないので、実施機関としては、開示請求者の協力を得ながら、文書の特定に努力しなければならないのであり、開示請求者が求めている文書が、請求している文書と異なることが分かった場合には、補正を命じ、異議申立人が求めている適正な議事録を教示すべきであった。

- 3 また、実施機関は、議事録の開示が遅れたことについて、実施機関によれば、議会の委員会の録音は、デジタル録音をしており、デジタル記録を業者に送り反訳をしてもらっているところ、業者からの反訳文は、開示の延長期間内である45日以内に返ってきていたが、反訳に誤りがないか事務局においてチェックするのに時間がかかったため、45日を経過してしまったということである。

しかし、実施機関としては、45日の延長をした以上、事務局体制を整備して、開示請求の延長期限は厳守するように努めるべきである。

- 4 録音媒体について、実施機関によると、委員会の議事録が反訳され、事務局において誤りがないことが確認されると、委員会の委員長が議事録について決裁をした上で、録音媒体の記録は慣例で消去していたとのことである。

したがって、本件の録音媒体の記録も委員会委員長が決裁をした平成 26 年 12 月 9 日に消去したとのことである。

録音媒体の記録を消去してしまった以上、現在においては、記録媒体の記録は存在しないので、実施機関の判断は相当であると言わざるを得ない。

しかし、最高裁平成 16 年 11 月 18 日第一小法廷の判例によれば、「録音テープは、事務局の職員が会議録を作成するための議事内容を録音したものであって、会議録作成のための基礎となる資料としての正確を有しているものであるから、会議録について決裁等の手続きが予定されていることからすると、会議録と同様に決裁等の対象となるものとみるべきであり、会議録が作成され決裁等の手続きが終了した後は、録音テープは実施機関で管理しているものである限り公開の対象なりえよう。」と判示しているところからして、本来、開示されるものとして一定期間は消去せずに管理しておくべきものである。特に、本件においては、録音媒体の開示請求がなされていたのであるから、慣例であるからといって消去してしまったことは相当でない。実施機関におかれては、今後、一定程度の期間は保持管理する等の検討をされたい。

異議申立人は、議会は、DVDの貸し出しをしていると主張する。しかし、実施機関によれば、本会議の映像はライブで放映しているので、その映像をDVDにダウンロードして貸し出しをしているが、平成 26 年 9 月現在では、委員会については映像を録画する設備はなく、また録音媒体から音声のみをDVDにダウンロードして貸し出しをするということを行っていないとのことである。

第 5 結論

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年1月22日	・不服申立諮問書受理
1月23日	・実施機関に対し公文書開示理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
1月26日	・実施機関から公文書開示理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
1月27日	・異議申立人に対し公文書非開示理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・書面審理 ・異議申立人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
2月13日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁 護 士
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大学教授